

た」、生徒の状態理解についての視点が広がったということです。また、「しかったり発破をかけたりするだけでなく、最近の状況を聞いたりする」。その子がどのように考え、どんな状況にあるのかなど、生徒への対応の視点が広がったということで、先生方にとっても視点が広がるということです。

## 教員からの感想

### ・実践校の先生方のコメントから

- > “うつ”のようなものを扱うと生徒を不安がらせるのでは思ったが、想定よりも生徒が興味を持ち授業に取り組んでいて意外だった(生徒に対する見方の変化)
- > 生徒の様子を以前よりも注意深く観察するようになったし、遅刻が多くなった生徒などにうつということも頭にいれて声掛けをするようになった(生徒の状態理解についての視点の拡がり)
- > 叱ったり発破をかけるだけでなく、理由や最近の状況を聞いたり休ませることも大事だと改めて...(生徒への対応についての視点の拡がり)

図27

心理教育プログラムの効果としては、これは当然附属ではありませんが、使用前、使用後で実施群と統制群で効果を見たところ、有意な差が出ています(図28)(図29)。子どもたちにとって抑うつが下がり、効果があったのではないかと思います。

## 心理教育プログラムの効果

- \* 授業を実施した生徒の気分の状態は、実施しなかった生徒に比べ改善がみられた
  - \* 高校2年生の授業理解度は良好
  - \* 「うつ予防への効力感」の高まりがみられた
- ※ただし、フォローアップ(継続的な測定)も重要  
→ 継続的な測定により生徒の状況を具体的に先生方にフィードバックすることが可能(ご指導のご参考にもなるかと思います)

図28

## 心理教育プログラムの結果

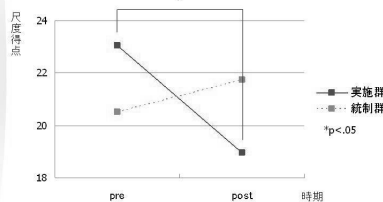


図: 授業前後の抑うつ得点の変化

図29

今日私がお話した内容は、カリキュラム・イノベーションに直接はかわらないかもしれませんが。しかし、このような時代になってきて、新しい知識、新しいカリキュラムということでどんどん進んでいったときに、取り残されるものもあるかもしれません。その影の部分として、子どもたちの情緒的なものが取り入れられないまま先に進んでしまうということがあります。このような部分は今はカリキュラムに入れられてもいません。適応するためにはどうしたらいいかといったコーピングスタイルのような話や、防衛規制のような話が多少入っているだけです。そのようなもので、確かに成績は上がるかもしれませんが、その後、うつになって集中力も落ち、勉強ができなくなる、元気がなくなるということになると、結局何を教えたのか分からず、社会に生きる力がなくなってしまわないかという危機感も多少持っています。そのようなところで、少し違う視点からお話をさせていただきました。

## 「社会的包摂のためのバリアフリー教育プログラムの開発に向けて」

星加 良司

(バリアフリー教育開発研究センター)

私は、もともと障害問題に関する社会学的な理論研究を専門としています。教育学研究科では、

バリアフリー教育ということで、バリアフリー社会を支える人材育成を行うための教育内容、あるいはカリキュラムについての研究をしています。この科研のプロジェクトにも、その観点からかわらせていただいています。ですから、今日はバリアフリー教育という観点で、とりわけ中等教育の中でどのようなものを今後考えていくべきかという話をさせていただきたいと思っています。

### 今日はどのような時代か？

最初に、バリアフリー教育の今後のあり方を考える上で、今われわれがどういう社会に生きているのだろうかという話から入りたいと思います。とりわけ、バリアフリーの対象として想定されるような社会的マイノリティをめぐる社会状況がどのようなになっているかという話からさせていただきます。

私は、ある意味で逆行するような二つの力が今、同時に働いているのではないかと考えています(図1)。一つは、皆さんよくご存じのことだと思いますが、さまざまな社会的マイノリティを社会の中に取り込んで(inclusion)いこうという流れがあります。20世紀はさまざまなマイノリティと見なされてきた人々を市民権の適用範囲の中に含めていくような包摂の歴史として見ることも可能だろうと思います。

#### ①理念の展開

- ・市民権(シティズンシップ)の拡大
- ・人権思想の普遍化
- ・最後のマイノリティ集団としての「障害者」(i.e. 「障害者の権利条約」の発効、「差別禁止法」の検討)
- 包摂的(inclusive)な志向性

図1

当初、市民としての権利(政治参加、教育へのアクセス、労働・就労へのアクセスなど、社会と

かかわる権利)を正当に認められていた存在は、ごく一部の人間たちでした。例えば財産を持っている成人男性、場合によってはそこに人種的、民族的な限定もかかっていたりしますが、もともとそうした限定された人々の権利として始まりました。それが次第に、例えば女性に広がっていき、エスニックマイノリティに広がっていくという形で、市民としての権利を認められる範囲が拡大してきたという流れがあります。その背景には、いわゆる人権思想という、人間は属性や生まれといったものによって価値が決まるのではなく、普遍的に誰もが共有している権利があるはずだし、そのように取り扱われるべきだという考え方がありました。

私が専門としている障害の領域も、そのように次第にマイノリティを包摂していくような歴史の中に位置付けることが可能だろうと思います。ただ、障害の問題はそれほど昔から包摂(include)されていたわけではなくて、ある意味では、最後に残ったマイノリティ、最後まで市民権の外側に置かれ続けて放置されてきたマイノリティ集団という側面があります。

5年ほど前、国際連合で障害者の権利条約が採択され、その後、各国の署名を得て発効しました。これが2006年採択、2008年発効ですから、最近の話です。日本も2008年に署名しています。現在、政府で条約批准に向けた準備作業がさまざまな法整備とセットで進められていて、近い将来、1年後、2年後には批准しているだろうと言われていますが、まだしていない状況です。

そのように、近年になってようやく権利条約が作られたことは、裏返せば、それまでは必ずしも権利主体として十分に社会の中で認められる存在ではなかったということを反映しています。だからこそ、新しい権利条約という形で権利保障の枠組みが必要とされてきたということでしょう。

残されてきたマイノリティであるとはいえ、ようやくそういう段階に至ってきて、これから実際の条約、あるいはその批准を受けた国内法の整

備によって、社会的に障害者を含み込んだシステムづくりが進んでいくだろうという一つの流れがあります。バリアフリーという観点で言えば、ある種、楽観的なそういう見通しを抱かせるような流れが一方にあるということです。

バリアフリー教育の話をするときには、こちらの部分だけ強調されがちですが、忘れてはならないもう一つの力が働いていると考えています（図2）。日本で言うと、90年代ぐらいでしょうか、バブルが崩壊して以降、「失われた10年」あるいは「ロス・ジェネレーション」という言葉もありました。社会がこれまで当たり前のことだと考えて前提としてきたシステムが、このままでは立ち行かないのではないかと、非常に不確実で不安定な未来をこれからわれわれは生きなければいけないのではないかと。その中で、自分たちはどのような社会的な位置を占めることが可能なのかという見通しも非常にあいまいになり、流動化しているという、ある種の社会不安、危機意識のようなものが根深いところで人々の間に浸透してくるような時代状況があるだろうと思います。

## ②社会の動向

- ・社会の流動性、不確実性、不安定性の高まり
- ・「危機」の認識の恒常化（「ポスト3.11」の社会状況）
- 「良き国民／市民」の（再）想像と統合圧力
- 同化的（assimilative）＆（潜在的には）排他的（exclusive）な志向性

### 図2

そういう、ある種、漠然としてはいるけれども多くの人がかなりリアリティを持って感じている不安が高まっていく社会の中で、どういう力が働くか。一つは、明日、急に生活が壊れることはないかもしれないけれど、自分も来年どうしているか分からない。特に若い世代だと、どのような生活設計をして、どういう将来ビジョンを持って生

きていくことが可能なのかという見通しが立たない。そのような状況に置かれると、まずは自分が社会の中で一定の位置を占めることが可能になるように、できるだけ社会への適応を進めようとしています。自分が社会に認められるべき存在であることを証明することを通じて、自分の社会的位置を確認したいという動機（モチベーション）が強くなっていくという状況があるだろうと思います。

このことは同時に、これまで前提としてきたシステムへの信頼を揺るがすものとして機能します。一例を挙げれば、社会保障の問題です。受け取る側の人間がどんどん増えて、負担する側の人間が減っていく状況の中で、さまざまな社会保障システムが維持可能なのかということは、かなり以前から問題化されてきました。恐らくその危機意識は高まる方向で動いてきていると思います。そのような中では、これまで受け取る側にいた人たちに対して、本当に受け取る必要がある人なのか、本来は負担する側、支える側に回れるはずなのに不当に恩恵を受ける側に回っているのではないかと、厳しい目を向ける力としても働いているだろうと思います。このことは、具体的に言うと、例えば非正規雇用の若者に対する自己責任論の強調という現象に現れたり、あるいはジェンダーをめぐって女性の社会進出に関するバックラッシュも90年代ぐらいから問題になりましたが、そういう流れとして現れたり、あるいは生活保護の不正受給に対するバッシングのようなものとして現れたりします。

一方で、自分自身は良き市民なのだ、良き国民なのだ、社会に望まれるべき存在なのだということを証明しようと躍起になります。良き市民として振る舞うことが難しいというか、現在むしろ福祉の恩恵を受けているような位置にいる人たちに対して厳しい目を向けていくような力も同時に働いています。少なくともここ20年ぐらいの日本の状況は、そのような社会的な圧力の下にあると考えていいのだろうと思います。

ここまで見てきたように、一方では多様な人た  
ちを社会のメンバーとして迎え入れ、多様性を認  
めて包摂的な社会を作っていこうという建前とい  
うか、法律の世界や理念のレベルでの流れがあり  
ます。他方で、多様とは言いつつ、市民としての  
役割をきちんと果たせる人間を重視し、逆に言う  
と、それができない人たちに対して排除的なまな  
ざしを向けていくような流れが併存しているのが  
現在ではないかと思えます。後者の、人々を排除  
していくような力は、本年の大震災以降の日本の  
状況の中では、より先鋭化した形で現れてきてい  
ると見ることもできると思えます。

こうした二つのかなり逆行するようなベクトル  
の力が働いている中で、今後、形式的には、障害  
者をはじめとするさまざまなマイノリティーを含  
み込んでいく、つまり実質的に社会の中に障害者  
がたくさん入ってくるという状況が生まれる一方  
で、入ってくるのはいいのだけれども、入ってき  
た人たちに対しては、排除というほどあからさま  
なものかどうかはともかくとして、少なくとも自  
分たちとは違う存在なのだ、不当な利益を受けて  
いる存在なのだというまなざしを向けていくこと  
が起こり得る状況になっている、あるいは既に起  
こっていると考えてよいと思えます（図3）。

### ●①・②の交差する地点

- ・「公」の領域における形式的な包摂と、「社会」の  
領域における実質的な排除
- =・社会的承認の不在、スティグマ化
- ・包摂的施策の阻害
- cf. 「合理的配慮 (reasonable accommodation、過  
度な負担を伴わない特例的な変更・調整)」への  
消極的態度
- ↓ ↓
- ・利害対立(コンフリクト)の顕在化/焦点化
- ・ゼロサム的な理解に基づく「包摂」への逆行

図3

具体的な話をしますと、障害者の権利条約がそ  
のうち批准されます（図4）。その後起こってく

ることが予想される事態としては、合理的配慮を  
めぐる問題があります。合理的配慮とは、権利条  
約の中で差別禁止の一つの方策として位置付けら  
れているもので、合理的配慮を提供しない場合は  
差別をしたと見なして法的な制裁の対象とする  
というように書かれています。日本もそれに基づい  
て差別禁止法を作ろうという流れになっており、  
その中でも同様の位置付けがなされると思えます。

### 【参考】「障害者の権利条約」第二条(定義)

- ・「『障害を理由とする差別』とは、障害を理由とするあらゆる  
区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、  
文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者  
と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、  
又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有  
するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形  
態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。」
- ・「『合理的配慮』とは、障害者が他の者と平等にすべての人  
権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保す  
るための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の  
場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失し  
た又は過度の負担を課さないものをいう。」

図4

合理的配慮の中身としては、障害者を教育の現  
場あるいは職場に迎えるときに、何もしないでそ  
のまま迎えることも可能ですが、そうしてしまう  
と、なかなか学習ができなかったり、働けなかつ  
たりということが起こります。例えば、私は視覚  
障害者で、今、点字の資料を読みながらしゃべっ  
ていますが、通常の文字で書かれた書類によつて  
情報の処理を求められた場合はできません。そう  
すると、単に働いていいと言われても働けません。  
そういう部分を補正するための配慮、調整を義務  
付けるのが、この考え方です。もちろん、普通の  
文字は読めないから点字での情報処理を認めま  
しょうというぐらいの話であれば、多くの人が認め  
るかもしれません。しかし、これが例えば、試験  
をするのに、ほかの人より時間がかかるので時間  
延長をしましょう、あるいは、通常の人と同じよ  
うな時間数働くのは難しいので勤務時間を調整し  
ましょうというような話になってくると、ある意

味では特別な優遇に見えてきます。障害者の社会参加を進めるための合理的配慮、差別禁止施策が進む一方で、そういうものに対する敵意というか、それはずるいのではないかという感覚が人々の中に醸成されていくことが起こり得ます。そうすると、マイノリティーに対する否定的な感情がどんどん高まっていくことも考えられると思います。

さて、そういう状況の中で求められることは何か。これまでバリアフリー教育と言われてきたことは、前者の、どんどん多様な人を認める方向で社会は動いているので、それに合わせて人々の意識を変えていきたいと思いますという話だけでしたが、恐らく今お話をした二つのベクトルが動いている中で、どう生きればいいのかという話を伝えていく、あるいはそのために必要な構えやスキルや知識を伝達していくことが課題として求められてくるはずです。そこに対応するためのバリアフリー教育のあり方を考えていく必要があると思います。

### 「バリアフリー」のための教育カリキュラムの課題

そこで、従来のバリアフリー教育のあり方を眺めてみると、その辺の社会認識を欠いたまま、つまり理念として、あるいは建前としてのバリアフリーの必要性というところを強調するような古いパラダイム、考え方に基づいた教育が非常に多くなされています(図5)。これは初等教育から高等教育に至るまで、あるいは社会教育や人権教育の領域も含めて、そういうものが非常に多いです。もちろん工夫をされている先生方はたくさんいると思いますが、全体として見た場合にはそういう傾向にあると考えています。その状況の中で、新しい形のバリアフリー教育の中身を作っていく。今、中等教育、特に高校生向けの授業プログラムの中で、そのような新しい考え方に基づく新しいプログラムを広めていくための取り組み、研究開発を行いたいと考えています。

### ●「何を学習すべきか」についての偏った理解

- ・マイノリティを主流社会に統合するためのテクニカルな手法
- ・外的な環境障壁(建造物、制度、情報、意識)  
↓ ↓
- ・差別/偏見の解消
- ・「正しい」知識
- ・ハウツー的な対応

図5

さまざまな視点の転換が必要とされると思っ  
ていますが、一つには、これまではバリアフリー教育の中で、障害者と出会ったらどのように接すればいいのか、あるいは偏見を取り除いて障害者の生活のあり方をありのままに理解しようというような、「正しい」知識をどう教えていくかという話を中心でした。それに対して、さまざまな知識を得たときに、それをどう解釈していくか(図6)。リテラシーという言葉もありますが、解釈するための枠組みを伝えていくことが大事ではないか。あるいは、これまでの授業の中で体験や経験などを重視してきた流れがあり、もちろん体験や経験を否定するわけではありませんが、そのことを通じて、その問題に対してどう持続的に関心を持っていくか、構えをどう作っていくか、というところを重視していく。あるいは、マイノリティーやバリアフリーの話というと、恵まれない人たちがいるので、その人たちについての理解を深めましょう、そこから正しいあり方につながっていくというような流れで議論されることが多いですが、それだけではなく、有利な立場にいる、マジョリティーである自分たちは今どういう社会の中に生きていて、その中でどのようなある種の特権や恩恵を得ているのかということについての理解を深めていく。あるいは、こうしなさいというお説教的な道徳ではなく、実際に個別の状況の中では、いろいろとコンフリクトが生まれたり、判断に困ったりするようなことがあるので、そういう

状況の中で、何を考慮して、どういう思考プロセスでその問題に対して取り組んでいけばいいのかという技法の部分伝えていく。そのようなプログラムを作ろうと思って、今年度、附属中等学校の先生方と協働して、今まさにプログラム、モジュールの作成を行っているところです（図7）。

●マイノリティを包摂した共生社会を生きる上で必要となる力

- ・「知識」のみならず「解釈」を
  - ・「体験」のみならず「構え」や「関心」を
  - ・「他者理解」のみならず「自己内省」を
  - ・「道徳」のみならず「技法」を
- ↓ ↓
- A. 「他者」に対する心理的距離の相対化
  - B. 多様な生を顧慮する態度の醸成
  - C. 生の条件の非対称性への気づき
  - D. 立場の違いによる世界認識のずれの意識化
  - E. 問題解決に向かう柔軟な思考の育成

図6

●研究計画

- 試行的なプログラム作成
- ・授業実施(2012年3月)
  - ・成果と課題の整理のための公開研究会
  - ・プログラムの更新と教材開発
- ↓ ↓
- ・全国の中等教育において汎用的に実践できる具体的なプログラム(モジュール)と教材のパッケージ

図7

それを通じて、カリキュラム・イノベーションという課題とどう接続していけるかというところは、今後の課題として考えていきたいと思っています（図8）。また後でディスカッションの中で発言する機会があれば、その辺りに触れたいと思います。

※参考資料（図9）

- 教員研修、教員養成カリキュラムとの連関
- ポジティブな価値の創造？
- 新カリキュラムへの展開(教科学習との横断性、社会的ネットワークとの接続)

図8

●「いかにして伝えるのか」という方法論の未整備

- ・「疑似体験」や「当事者の語り」への安易な依存
- ・効果分析の貧弱さ
- 生徒の恣意的・固定的認識枠組みを再生産・強化する危険性
- \* 多様な人々の生を支える市民社会・地域社会の包摂力を高めていくための教育カリキュラムとは？

図9

「社会で生きる学力の獲得を目指して」

村石 幸正・福島 昌子

(東京大学教育学部附属中等教育学校)

(村石) 私どもの学校は、さまざまな側面を持っています。双生児の学校という側面もあるし、中等教育学校のモデル校を標榜しているのです。そのような側面もあります。それ以外にも、心理学入門という授業も実践していますし、また卒業研究を始めて今年度で29年目です。高2、高3の2年間をかけて、一人の生徒が自分でテーマを決めて、すべて自分でやっていくという形の授業もやっています。そのような中で、現在、私どもの学校で行っている協働学習という授業のあり方について、教育学研究科の佐藤学先生、市川伸一先生、秋田喜代美先生にご指導いただいて取り組んでいます。本日は、本校の協働学習に関する研究、研修を担当している研究部の主任である福島より、その部分に関して報告をさせていただきます。